

## 2 介護サービス事業者への支援

### (1) 介護サービス事業者の指定

#### 【現状と課題】

- 介護保険制度におけるサービスの利用方法は、多様な介護サービス事業者の中から、利用者が自らの意思に基づき選択し利用する、利用者本位の仕組みになっています。
- 都は、このため、事業者の指定にあたっては、人員、設備、運営の基準などを確認し、介護サービス事業者の質の確保を図っています。<sup>1</sup>

#### 【施策の方向】

- 介護サービス事業者において、適切なサービス提供の体制と質の確保が図られるよう、事業所への実地調査などを強化していきます。
- 新規指定事業者及び指定更新事業者を対象に、介護保険法令に関する情報提供や、感染症対策など高齢者を取り巻く課題に関する研修も行います。

#### 【主な施策】

##### ・指定事業者への実地調査の強化〔福祉保健局〕

介護サービス事業所に対し、指定更新時などに実地調査を行います。

##### ・新規指定事業者研修会・指定更新事業者研修会〔福祉保健局〕

介護サービス事業所・施設の管理者等を対象に、運営基準等を中心とした介護保険法令の説明やサービスの質の確保を図るための研修を実施します。

### (2) 介護サービス事業者に対する指導検査

#### 【現状と課題】

- 都は、介護サービス事業者や施設等への指導検査などにより、介護保険制度の適正な運営、サービスの質の確保及び利用者の権利・利益の保護を図るとともに、重大な不正や権利侵害に対し、迅速かつ適正に対処してきました。
- 平成18年4月の介護保険制度改正により、都と同様に区市町村にも事業者に対する立入調査権限が付与されました。都には、区市町村が実施する指導検査に対する助言などにより、連携した指導検査体制の強化が求められます。
- また、介護保険制度創設前から介護サービスの主たる担い手であった社会福祉法人の中には、中長期的な法人運営上の問題を抱え、安定した運営に向けて継続的な指導が必要な法人があります。

<sup>1</sup> 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの地域密着型サービス事業者の指定・指導監督の権限は、平成18年度から区市町村が有しています。

**【施策の方向】**

- 著しい不正事例や広域的対応が必要な事例などに対し、迅速かつ効果的に対応するため、指導検査の重点化や事業者等の運営実態の透明化を図っていきます。
- 社会福祉法人が自らの運営上の課題を把握・分析し、長期経営計画を作成するなど、自主的・自律的な経営改善を図れるよう仕組みやルールづくりに着手します。
- 多くの区市町村では事業者等を指導する体制が必ずしも十分でないことから、今後とも体制構築に向けた支援を積極的に行うとともに、実地指導に係る広域的指定市町村事務受託法人の創設など、区市町村の指導検査体制を支援していきます。

**【主な施策】****・実地指導及び監査の実施〔福祉保健局〕**

都と区市町村との合同指導や連携による効率的な指導を実施します。

**・集団指導の実施〔福祉保健局〕**

区市町村と介護サービス事業者を対象として、法令・通知の解釈及び指導検査で指摘の多い事項等について指導しています。

**・介護保険指導検査連絡会〔福祉保健局〕**

事業者指導の情報交換や共同での指導の実施に係る検討を行い、東京都、区市町村及び東京都国民健康保険団体連合会による一層の連携強化を図ります。

**・区市町村介護保険指導検査支援研修会〔福祉保健局〕**

区市町村による事業者指導を支援するために研修を実施します。

**・区市町村指導検査体制整備補助事業〔福祉保健局〕**

住民やサービス利用者に身近な区市町村が、地域の実情に合わせて主体的に実施する指導検査に係る事業を支援します。

**・指導検査結果等の公表〔福祉保健局〕**

事業運営状況の透明化を推進するため、指導検査結果をホームページ上で公表するとともに、第三者評価の受審結果を分かりやすく公表します。

**・社会福祉法人経営適正化事業【新規】〔福祉保健局〕**

社会福祉法人の経営改善に向けて、法人合併・事業譲渡等の判断基準について検討し、対応策を講じることにより、利用者サービスを長期的・安定的に確保します。

(3) 介護サービス事業者による法令遵守等の支援・指導

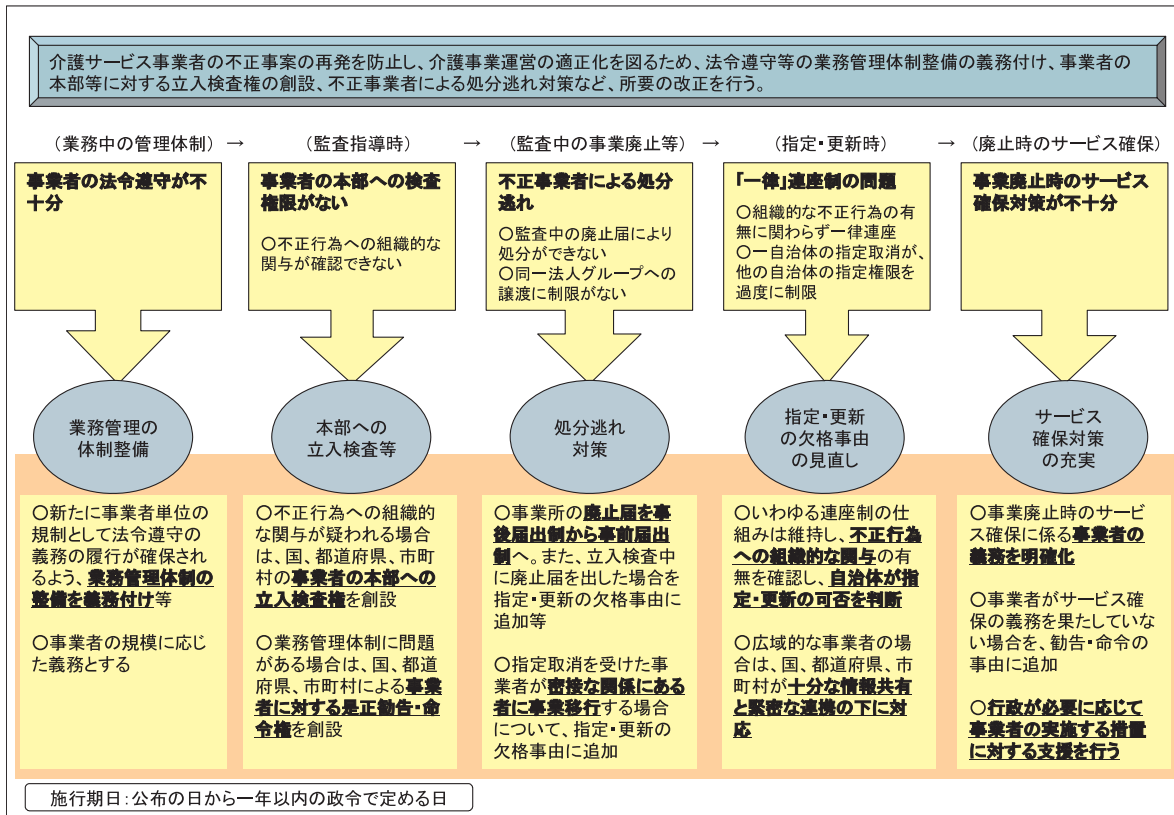
【現状と課題】

○ 平成18年4月の介護保険制度の改正では、悪質なサービス事業者を排除するため、欠格事由の追加や指定の更新制度が導入されました。

さらに、平成20年5月には、介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付けや不正事業者による処分逃れ対策などに関し、介護保険法等の改正が行われました。

○ 介護サービス事業者が、法令等を遵守し、利用者に対し適切にサービスを提供する体制整備のために、都として事業者を支援・指導していくことが必要です。

<介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要>



資料：厚生労働省「平成20年版厚生労働白書」

【施策の方向】

○ 介護サービス事業者を対象に、介護事業運営の適正化を図り、法令遵守等の業務管理体制が整備されるよう、法改正に係る必要な情報提供と支援を行っていきます。

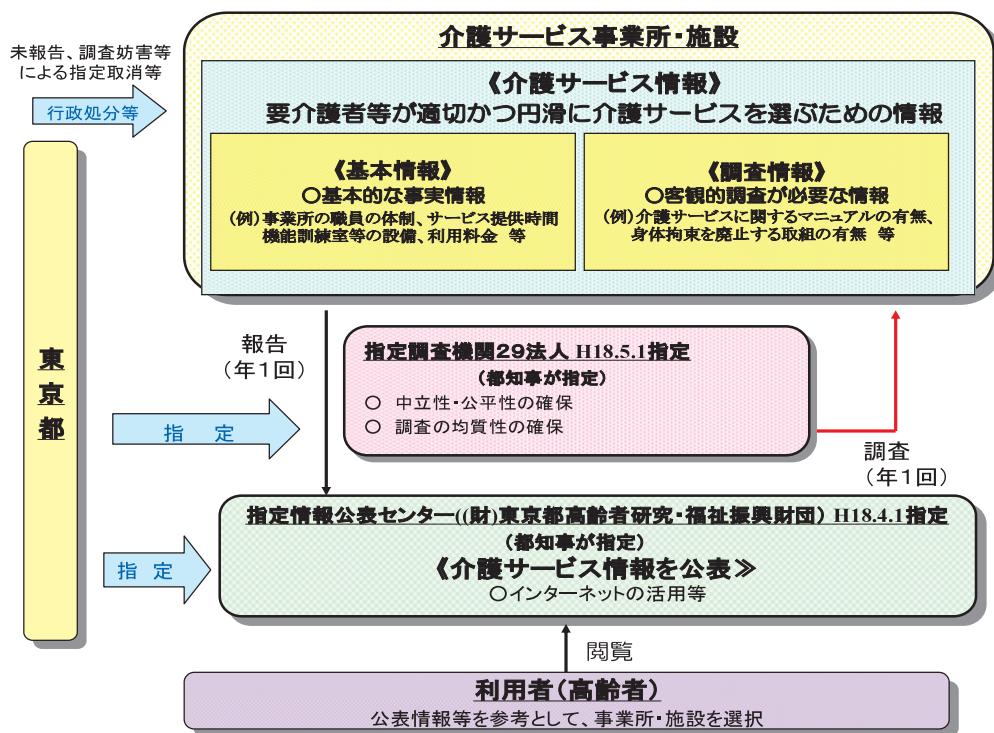
### 3 介護サービス情報の公表及び福祉サービス第三者評価制度の普及

#### (1) 介護サービス情報の公表

##### 【現状と課題】

- 介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」の実現を支援するとともに、より良い事業者が利用者から適切に選択されることを通じて、介護サービスの質の確保を図ることを目的とした仕組みです。
- 公表している介護サービス情報には、職員体制や利用料金などの基本的な情報と、サービス提供内容の記録管理の状況など、サービスの内容、運営等に関するものがあります。
- 平成18年度に、9サービスを対象として事業者に関する情報をインターネットで公表して以降、順次対象となるサービス種別を拡大しています。

#### <介護サービス情報の公表制度の仕組み>



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

**【施策の方向】**

- 介護サービス情報の公表制度が、都民により一層活用されるよう、更なる制度の普及・定着・利便性の向上に取り組みます。

**【主な施策】****・ 介護サービス情報の公表〔福祉保健局〕**

利用者が適切に介護サービスを選択できるように、事業者が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に実施します。

**・ 事業者情報提供システムの運営〔福祉保健局〕**

指定事業者等に関する情報をインターネットを利用して、都民や区市町村等に幅広く提供します。

**(2) 福祉サービス第三者評価制度の普及****【現状と課題】**

- 都における福祉サービス第三者評価制度は、事業者と専門的な知識を持つ中立的な第三者機関である評価機関との契約により、利用者のサービスに対する意向を把握する「利用者調査」と、サービス内容や質、事業者のマネジメント力等を評価機関が評価する「事業評価」とを合わせて実施し、その結果を公表する仕組みです。このことにより、サービスの質の向上に向けた事業者の自主的取り組みを促進するとともに、利用者のサービス選択に役立てることを目的としています。
- 地域密着型サービス事業所のうち、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に義務付けられている自己評価・外部評価は、都においては、福祉サービス第三者評価システムを活用して実施しています。
- 制度の普及・定着に努めていますが、居宅系サービス事業者の受審は低調であり、更なる普及・定着に向けた取組が必要です。